

平成24年3月2日

宮城県産業復興相談センター

宮城産業復興機構による初の債権買取案件の決定について

宮城県産業復興相談センターからの債権買取要請に基づき、宮城産業復興機構において、初の債権買取案件を決定しましたので、お知らせします。

二重債務問題への対応については、平成23年11月11日（金）被災事業者の支援にかかる相談体制を構築するため、宮城県中小企業再生支援協議会（公益財団法人みやぎ産業振興機構内）に「宮城県産業復興相談センター」を開設しました。また、同12月27日（火）には、被災事業者の早期の事業再生を支援するため、県、地域金融機関と独立行政法人中小企業基盤整備機構の共同出資により、「宮城産業復興機構」を設立しました。

宮城産業復興機構では、以下の5事業者について、既往債権者との間で債権譲渡契約を締結した後、被災前から負っていた債務にかかる債権の買取等を行い、その元利金の返済を一定期間棚上げすることによって財務内容の改善を図り、金融機関からの新たな資金調達等を通じた事業の早期復興を支援します。

事業者の概要

南部地域の食品製造販売業者。従業員約30名。津波により本社工場が全壊したが、金融機関からの資金調達を得て近隣の建物を賃借し、事業を再開したことを足掛かりに本格的な復旧を計画。

東部地域で地元水産関連業者を主な取引先とする資材卸売業者。従業員4名。津波により事務所や倉庫、車両等設備が全壊したほか、在庫商品が全て流出。金融機関からの資金調達を得て、被災設備を復旧し、事業の再建を図る。

南部地域の生活インフラ関連業者。従業員約60名。津波により事業所等設備や車両等の大半が流失。車両の再調達を円滑に行うために財務内容の改善を図る。

東部地域の運送業者。従業員約20名。津波により事業所が全壊し、車両の大半が流失。金融機関からの借入やリースによる車両の再調達等を通じて、事業設備の復旧を計画。

東部地域の医療機関。従業員約10名。津波により地域一帯が全壊したため、公的制度からの借入を得て移転し、再建を図る。

上記案件の特徴

取引先金融機関は、被災地に営業拠点を置く銀行および協同組織金融機関(信用金庫、信用組合)。

設備の復旧にグループ補助金が活用されているケースがある。

金融機関からの新規融資のほか、リースによる設備の調達の支援を目的に取り組むケースがある。

新規融資が地元金融機関と政府系金融機関の協調で行われるケースがある。

宮城県産業復興相談センター

〒980-0802 仙台市青葉区二日町 12-30 (日本生命勾当台西ビル 8 階)

Tel : 022-722-3858

Fax : 022-227-0187